

医療・健康・介護分野の
研究や製品開発などの取り組みに
活用いただける助成金です。

【提出締切】

平成29年6月5日（月）まで

【問い合わせ】

（公財）東大阪市産業創造勤労者支援機構

〒577-0011 東大阪市荒本北 1-4-17

クリエイション・コア東大阪北館 303

TEL : 06-4309-2301

FAX : 06-4309-2303

E-Mail : info@hispa.biz-web.jp

【事業の目的】

市内中小企業者又は、市内中小企業者2人以上が共同して行う、医療・健康・介護分野における技術の研究や新製品の開発に向けた取り組みに対して、助成金を交付し、付加価値の高い製品の製造や技術研究を促進することにより、市内企業の技術力を活かした健康・医療分野への参入を図ることを目的とします。

【助成対象者】

- ① 東大阪市にその所在地又は主たる生産拠点（工場）を有する中小企業者もしくは構成員の3分の2以上が本市にその所在地又は主たる生産拠点（工場）を有している中小企業者2人以上で組織するグループ、研究会、協同組合等
- ② 交付申請の日において、1年以上引き続き本市内で事業を営んでいること
※ここでいう中小企業者とは、中小企業基本法に規定する者のうち製造業（ファブレスを含む）を営んでいる者をいう。

【助成対象事業】

医療・健康・介護の市場へ投入を図る製品開発や同分野に関連する技術の研究などで、助成金を活用することにより、事業成果がより一層期待できる事業。

【助成対象経費】

- ①技術指導費（講師謝金）
外部専門家等から技術指導を特に必要とする場合、技術者、専門家等に支払われる謝金、器具開発におけるデザイン費用、旅費等の経費及び、知的財産権等の導入が必要となる場合に所有者等に支払われる経費。
- ②原材料・消耗品費
事業遂行に必要な原材料・消耗品などの購入に要した経費。
●取得価格が10万円以下もしくは耐用年数が1年以下のもの
- ③外注加工費・性能試験費
試験、検査及び分析等外注にかかる経費
- ④市場調査費
市場調査、情報収集に要する経費。学会参加費等を含む。
- ⑤通信運搬費
書籍の購入経費、会議等に係る資料の印刷製本費。
- ⑥知的財産取得等経費
事業成果に係る特許出願に関する経費。（ただし、審査請求料は除く。）
- ⑦共同研究費
本事業の遂行にあたり、研究機関との連携に要する経費。ただし、研究成果が研究終了後、研究機関に帰属するものは除く。
- ⑧機械装置費
事業の遂行に必要な機械装置、その他機械装置に付随する備品の購入に要した経費。
●取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの
※1：助成上限300万円。
（実績報告時、対象経費①～⑦の合計額の2倍を超えた部分については助成対象外経費）
※2：機械装置等のレンタル及びリースについては助成期間分のみ対象。

※助成対象経費は、提案した事業を進めるにあたり直接必要であると明確に区分できる経費であって、交付申請日以降～平成30年2月末までに発生及び支払いが完了されたもの。なお、消費税は助成対象経費となりません。

※社内における加工費用、人件費等については、助成対象経費となりません。

【助成率及び助成限度額】

助成対象経費の2分の1以内 上限500万円（予算の範囲内で交付）

【助成できない事業例】

- ア. 国・府その他公益的団体等の助成制度の適用を受けた事業
- イ. 助成の対象となる経費の全部又は大部分を委託・外注する事業
- ウ. 本助成金で製作した試作品を有償で譲渡、販売する場合
- エ. 同一対象者の同一または同様の事業
- オ. 異なった対象者であっても、すでに同一または同様の事業に助成している場合
- カ. 1会計年度にあたり、すでに当該助成金を受けている事業
- キ. 提案時、機械装置費が助成対象経費①～⑦の合計の2倍を超える事業

【提案書類】

提案にあたっては、平成29年6月5日（消印有効）までに下記の書類を（公財）東大阪市産業創造勤労者支援機構まで、郵送又はご持参ください。

〒577-0011 東大阪市荒本北 1-4-17 クリエイション・コア東大阪北館 303

なお、提案の様式については（公財）東大阪市産業創造勤労者支援機構・事務局で配布、または機構ホームページよりダウンロードできます。（<http://hispa.h-osaka.jp>）

- (1)事業提案書(様式第1号)
- (2)事業計画書(様式第2号)
- (3)事業収支予算書(様式第3-1号)
※グループでの提案の場合、グループ内経費負担内訳表(様式第3-2号)も併せて。
- (4)履歴事項全部証明書等 ※グループでの提案の場合、グループの概要が分かる書類
- (5)決算書(直近の2期分) ※単独の企業のみ
- (6)当該事業に係る工業所有権を有する場合(出願中の場合を含む)はその写し

【審査会について】

提案いただいた事業内容については、審査会においてプレゼンテーションをいただき、採択を受ける必要があります。1社20分程度。審査会の開催は平成29年6月下旬の開催を予定しております。

【助成金の流れ】

①提案書の提出 → ②審査会の開催 → ③採択・不採択の通知
→④交付申請書の提出 → ⑤交付決定通知 → ⑥事業実施（平成30年2月末まで）
→⑦実績報告書の提出（平成30年3月10日まで） → ⑧助成金額確定通知
→⑨助成金請求書の提出 → ⑩助成金の交付（※平成30年4月下旬まで）
※助成金の支払いは原則精算払いとなります。